

議案第39号

湯河原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について

湯河原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月6日提出

湯河原町長職務代理者

湯河原町副町長 高 橋 正

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、文言の整理をするため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湯河原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成26年湯河原町条例第26号）の一部を次のように
改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の
これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができ
る物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その
他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ
って、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記
録的媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

湯河原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略) 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3 (略) ― 6 (略)	(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略) 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3 (略) ― 6 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	